

野田市立山崎小学校PTA サークル活動に関する取り決め

1. 目的

この取り決めは、PTA会員による自主的なサークル活動を応援するためのルールです。子どもたち、保護者、学校、地域をゆるやかにつなぐ活動を後押しすることを目的としています。

2. サークルのはじめ方

- サークルは、発起人1名と、あわせて4名以上の活動メンバーで構成します。メンバーはPTA会員を基本としますが、希望があれば卒業生の保護者などの参加も相談可能です。
- 活動を始めるには、サークル活動申請書を本部に提出し、承認を受けてください。サークルの登録は年度ごとに更新します。

3. 活動費とお金のこと

- 本部から、1サークルあたり年間2万円から3万円程度の活動費を支援します。金額は内容に応じて決定され、承認後にお渡しします。
- お金を使ったときの領収書は必ず保管し、年度末に収支報告書を提出してください。
- 活動費はその年度内に使い切り、翌年度への繰り越しや積立はできません。年度末には必ず精算を行ってください。

4. 活動の報告

- 活動内容と会計については、前期と後期に行われる本部定例会で報告してもらいます。
- 報告の際は、発起人またはメンバーの代表者が出席してください。

5. 変更や解散について

- メンバーの変更がある場合は、本部に連絡してください。
- 活動を中止する場合は、本部に連絡し、速やかに会計処理を行ってください。

6. けがや事故があった場合

- 活動中に事故やケガが発生したときは、PTAが加入している保険が適用される場合があります。必要があれば、本部にご相談ください。

7. 活動の継続について

- 活動内容に問題があると判断された場合、本部から活動の見直しや中止、または解散をお願いすることがあります。

附則

この取り決めは、令和7年4月26日の定期総会において承認され、同日より有効とします。